

## 売上減少に伴う資金繰りに有利な融資制度をご活用ください！

日本政策金融公庫や愛媛県信用保証協会の制度にて、資金繰りの支援が行われます。金融機関・支援機関では資金調達や返済に関する相談を受け付けています。

### 【お申込みいただける方】

最近1ヶ月の売上高が前年と比較して5%～20%以上減少している方

(日本政策金融公庫及び商工会・商工会議所融資制度は前々年同期との比較でも可。)

### ◆日本政策金融公庫 融資制度◆

#### ☆新型コロナウイルス感染症特別貸付☆

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【貸付期間】 運転15年以内、設備20年以内

【融資限度額（別枠）】 国民事業 6,000万円

【金 利】

運転資金、設備資金

運転15年以内、設備20年以内

国民事業 6,000万円

申込先

当初3年間

【担 保】 無担保

【据置期間】 貸付期間のうち5年以内

中小事業 3億円

国民事業 0.46%

中小事業 0.21%

4年目以降 1.36%

中小事業 1.11%

(貸付期間10年以上の場合は  
金利が異なります。)

(利下げ限度額 国民事業 3,000万円 中小事業 1億円)

#### ☆特別利子補給制度☆

○借入を行った中小企業者の中で、下記に該当する場合は借入後当初3年間の利子補給が適用。

- ・フリーランスを含む小規模個人事業主：要件なし
- ・法人小規模事業者：売上高 15%以上減少
- ・中小企業者（上記を除く事業者）：売上高 20%以上減少

(上限：国民事業3,000万、中小事業1億円)

#### ☆既往債務の借換☆（予定※）

○日本政策金融公庫が融資した既往債務の借換も利子補給の対象。（上限3,000万円）

《お問合せ先 日本政策金融公庫 松山支店 国民生活事業 TEL 089-941-6148  
中小企業事業 TEL 089-943-1231》

### ◆商工会・商工会議所 融資制度◆

#### ☆新型コロナウイルス対策マル経融資☆

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【担保・保証人】 無担保・無保証人

【貸付期間】 運転7年、設備10年以内 【据置期間】 貸付期間のうち運転3年、設備4年以内

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金 利】 当初3年間 0.31% 4年目以降 1.21%

#### ☆特別利子補給制度☆（予定※）

○新型コロナ感染症特別貸付の利子補給制度と同様の条件により対象。

《お問合せ先 松山商工会議所 TEL 089-941-4111》

### ◆愛媛県信用保証協会 保証制度◆

#### ☆新型コロナウイルス感染症対策資金（災害関連対策資金）☆

【資金の使いみち】 運転資金 【貸付期間】 運転7年以内 【据置期間】 貸付期間のうち1年以内

【融資限度額】 5,000万円

【金 利】 1.00%

【保証料】 0.70%～0.80% ⇒ 0.0%（愛媛県が負担）

（セーフティネット4号・5号・危機関連保証のいずれかに関する市町の認定が必要）

《お問合せ先 お近くの金融機関もしくは  
愛媛県信用保証協会 松山事業部 TEL 089-931-2118》